

第39回長野県景観審議会議事録

日時：平成19年(2007年)9月4日(火)
午後1時30分から3時30分まで

場所：長野県庁議会棟 4階 404・405号会議室

1 日時 平成19年(2007年)9月4日(火)午後1時30分から3時30分まで

2 場所 長野県庁議会棟 4階 404・405号会議室

3 出席者

(1) 審議会委員(敬称略)

市川美季 情報誌「Nao」「KUR A」編集長

出澤 潔 (社)長野県建築士会会長

勝山敏雄 一級建築士 前長野市景観審議会委員

唐沢彦三 国土交通省選定「観光カリスマ」 前長野県町村会長 前小布施町長

木澤政源 長野県屋外広告士会会長 (株)キザワ代表取締役社長

木下徳康 写真家 日本写真家協会員

倉橋英太郎 一級建築士 白骨温泉まちづくり会議アドバイザー

小坂保司 長野県広告美術塗装業協同組合連合会会長 (株)電弘代表取締役会長

小松郁俊 諏訪市まちづくり推進会議幹事長 小松内科クリニック院長

関 邦則 一級建築士 善光寺まちづくり会議アドバイザー

中村 靖 信州新町長 長野県町村会建設部会長

藤居良夫 信州大学工学部社会開発工学科 准教授

益山代利子 松本大学総合経営学部観光ホスピタリティ学科 准教授

(2) 長野県

住宅部長 大田安男

住宅部建築管理課長 白鳥政徳

住宅部建築管理課企画幹 藤沢洋次郎

住宅部建築管理課技術幹兼景観係長 宇田暁生 他

4 資料

1 屋外広告物禁止地域の指定に関する資料

- ・指定案
- ・屋外広告物条例の概要について
- ・指定地域の概要及び規制図
- ・位置図及び周辺の規制地域の状況

2 景観施策の現況に関する資料

- ・長野県景観条例の改正の概要
- ・平成19年度景観施策の概要
- ・県内の景観行政団体等の状況
- ・景観育成特定地区の指定について
- ・景観育成住民協定の概要
- ・平成18年度景観法に基づく届出状況
- ・軽井沢町景観育成基準ガイドラインについて
- ・景観形成総合支援事業の創設

1 開会

(藤沢企画幹)

それでは、ただ今から長野県景観審議会を開催いたします。

本日進行を行わせていただきます建築管理課企画幹の藤沢と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに大田住宅部長から御挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

(大田住宅部長)

皆さんこんにちは。

この4月から住宅部長を務めております大田安男でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

景観審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様方には、御多忙中のところ、当審議会に御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

皆様方には、日頃から景観行政をはじめ、県行政全般について大変深い御理解と御協力を賜っておりますことに対しまして、厚く感謝申し上げる次第でございます。

今回は、委員改選後初めての審議会でございます。委員の皆様方には、来年の12月まで、長期間ではございますが、県の景観行政につきまして、御指導、御審議をよろしくお願いいたします。

さて、この景観審議会は前回18年1月に開催した後、1年半位途切れているといった状況ですが、いままでの審議会におきましては、本県の景観行政の基本となります長野県の景観条例の改正と長野県の景観育成計画の策定について、前回までたいへん御熱心な御審議いただきまして、おかげさまで、18年度からそれぞれ施行し、運用しておりまして、本年度もこれらに基づく各種の景観施策を進めているところでございます。

なお、当審議会の所管事務でございますが、昨年度は企画局が事務処理を進めていたところでございますが、本年度の組織改正によりまして、また再び住宅部で本年度から所管しておりますのでよろしくお願いいたします。

本日の審議会は、皆様方を新たな委員として御委嘱申し上げてから最初の審議会でございますので、会長さんの選出をお願いいたしますとともに、本日の議題であります屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定について御審議をお願いすることとしております。

御承知のとおり、屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定がされると、一定の規模の自己用広告物や地方公共団体が設置するなどの広告物を除き基本的に表示が原則禁止となるため、沿道の良好な景観が保全されることとなります。今回は2地域諮問するわけですが、はじめに上田市、それから大田市、この2つの地域におきまして禁止地域の指定についてお諮り申し上げます。いずれも関係市町村において地域の関係者の皆様との協議を経てきておりまして、地域の皆さん方から指定を求められているところであります。

本日御審議の上、答申をいただければと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会 藤沢企画幹)

本日の審議会でございますが、委員 15 名のところ予め三木委員さん、久米委員さんお二方から欠席の申し出がございました。またあとお二方の委員さんがまだこちらに御到着いただいておりますが追ってこちらに到着するものと思われま。従って、長野県景観条例第 40 条第 2 項に定めます、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、会議が成立しておりますことを御報告いたします。

なお、本日は、昨年 1 2 月に新しく景観審議会委員として皆様に御委嘱申し上げましてから初めての審議会でございます。会長の選出をしていただく必要がございます。それまでの間、事務局が会議の進行をさせていただきますので御了承願います。

それでは、まず最初に、委員の皆様の自己紹介をお願いしたいと存じます。

お手元の名簿の順に、市川委員さんまだ御到着されておられませんので、出澤委員さんお願いいたします。

(出澤委員)

長野県建築士会の会長を務めさせていただいております出澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(勝山委員)

勝山と申します。前回は景観審議会委員をやらせていただいております。前年度、長野市の景観審議会の委員もやらせていただきました。長野市の景観計画をいろいろやらせていただきまして、今年は県の審議会委員ということでよろしくお願いいたします。

(唐沢委員)

唐沢でございます。よろしくお願いいたします。

現在は浪人中でございますけれども、北斎館の理事長を仰せつかっております。

どうぞよろしくお願いいたします。

(木澤委員)

今回新しい審議委員になりました、長野県広告士会の会長をしております松本の木澤と申します。よろしくお願い致します。

(木下委員)

私、3期目になりますが、写真を業としております木下と申します。どうぞよろしくお願い致します。

最近読んだ本の中に、天才っていう人はどこの国や地区に多く生まれるのかっていうのがあって、そこには、人口割りではないそうで、非常に美しい国に天才は生まれると書いてありました。長野県からも天才を出さなくてもいいから、きれいな県になるといいなと思います。よろしくお願い致します。

(小坂委員)

小坂と申します。景観には非常に関わりのある屋外広告業界の県の会長をしております。よろしくどうぞお願いいたします。

(小松委員)

諏訪から参りました小松と申します。2期目か3期目になります。名簿にまちづくり推進会議幹事長と紹介をいただいておりますが、諏訪市のほうで、景観条例を作ったり、景観基本計画を作ったり、あとは都市計画審議委員長などいろいろ務めさせていただいております。そういった関係でここに来させていただいているということです。今後ともよろしくお願いいたします。

(関委員)

関と申します。長野市内で建築設計事務所をしております。引き続き景観審議会の委員をさせていただいております。さきほど、「しばらく開催されなかった」というお話がございましたけれども、その間に長野市の都市計画マスタープランの改訂の方を少し一生懸命やらせていただきまして、景観面から意見を言わせていただきました。様子の違うマスタープランになったのではないかと思います。この審議会に限らず周辺の部分でもいろいろ取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

(中村委員)

はじめして。県の町村会の建設部会長を仰せつかっております、信州新町長の中村でございます。どうぞよろしくお願い致します。

(藤居委員)

信州大学工学部におります藤居と申します。どうぞよろしくお願い致します。

(益山委員)

松本大学から参りました今回初めて審議委員に加えさせていただいております益山でございます。どうぞよろしくお願い致します。

(司会 藤沢企画幹)

ありがとうございました。続きまして、事務局の自己紹介を申し上げます。

(白鳥建築管理課長)

建築管理課長の白鳥でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(宇田技術幹兼景観係長)

建築管理課景観係長の宇田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会 藤沢企画幹)

それでは、会議に入ります前に、本日の審議会資料の確認をお願いします。

事前に資料を送らせていただいております。本日お持ちいただくようお願いをしておいたところですが、その後一部、追加・修正等がございます。あらためて資料一式、お手元に用意させていただきました。資料は、「次第、委員名簿」「資料1」「資料2」そして「屋外広告物禁止地域の指定について」のこれら4種類でございますが、不足はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

3 会議事項

(司会 藤沢企画幹)

それでは、会議事項(1)の「会長の選出及び会長代理の指名」に入らせていただきます。会長は、長野県景観条例第38条第1項の規定によりまして、委員の皆様の互選によって選出させていただくことになってございます。委員の皆様から立候補又はご推薦をお願いしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(小坂委員)

はい。

大変僭越ではありますけれども、この会にたいへん長い間お世話になっている立場から御提案を申し上げたいと思います。本会会長には2期4年を務めまわしていただき、しかも広い見識をお持ちの唐沢さんに引き続いて会長をしていただければと思うわけですが、いかがでございましょうか。お諮りをいただきたいと思っております。

(司会 藤沢企画幹)

ただ今、小坂委員さんから、唐沢委員さんに会長をとの御発言がございました。皆様よろしゅうございましょうか。

<拍手>

(司会 藤沢企画幹)

唐沢委員さんよろしゅうございますか。

(唐沢委員)

どうも長い間やっていますとこういうふうになるらしいのですが、また引き続いて会長ということで、ごやっかいになります、何分にもまだ勉強不足でありますので、よろしく皆さんの御協力をお願いしまして就任いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

<拍手>

(司会 藤沢企画幹)

ありがとうございました。

ここで、議事の打合せをさせていただきたいと思います。5分程休憩をとらせていただきまして、再開を13時47分にしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【休憩、再開】

(司会 藤沢企画幹)

ただ今、倉橋委員さんお見えになりましたので、自己紹介をお願いいたします。

(倉橋委員)

皆さんこんにちは。遅刻しまして申し訳ございません。倉橋英太郎と申します。また今回も長野県が美しい景観となりますように皆様ともども提案をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(司会 藤沢企画幹)

ありがとうございました。それではこれからの会議の進行につきましては、長野県景観条例第40条第1項の規定によりまして、会長さんをお願いいたします。それでは会長よろしくお願いいたします。

(唐沢会長)

唐沢ですがよろしくお願いいたします。

景観法ができてしまえばしばらく経ちますが、全国でずいぶん景観、景観という話が出てまいりまして、実は私も今戸惑っておりますけれども、来週沖縄で内閣府主催の沖縄と日本の景観についてということで、景観法やそれぞれの地区の景観シンポジウムといいますが大会があるらしいんですね。で、どういうわけか私のところに回ってきてましてですね、一日目に講演をやったりコメンテーターをやったり、いろんなところに出ると言われまして3

日間ほど内閣府に引っ張り回されるわけですが、話を聞いたりすると、あれほど観光客が来まして、全国、世界から注目されている特徴のある、まさに景観法第2条でいうところの景観の理念が整っているかなと思ったところでも真剣にやっているんですね。だから私自身、また長野県もそうですけれども、わが小布施町もそうですけれども、もう一度振り返らなければいけないかなというような感じを持って今進めているわけですので、今日いろんな御意見をいただきまして進めて参りたいと思いますのでよろしくをお願いします。

それでは議事を進めてまいります。最初に、長野県景観条例第38条第3項の規定に、会長が会長代理を指名する規定があります。従いまして、私の方から御指名をさせていただきたいと思っております。それでは、藤居委員さんに会長代理をお願いしたいと思っておりますがよろしくお願いたします。

また、本日の審議会の議事録の署名委員でございますけれども、関委員さんと勝山委員さんをお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思っておりますけれども、始めに会議事項(2)の「屋外広告物禁止地域の指定について」を議題といたします。

屋外広告物条例第4条第2項により、知事から諮問がされますのでお受けしたいと思っております。それでは事務局からお願いします。

(住宅部長諮問書を朗読後、会長へ諮問書を手渡す)

(唐沢会長)

それでは、事務局から諮問内容について説明してください。

2件ございますので2件とも一緒に説明してください。

(宇田技術幹兼景観係長)

<資料1及びパワーポイントにより説明>

(唐沢会長)

ここで途中でございますが、市川委員さんお見えになられましたので、自己紹介をお願いいたします。

(市川委員)

カントリープレスの市川でございます。今日は所用がありまして遅れて申し訳ございませんでした。前期から続けてさせていただいております。また今年も真剣に検討させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(唐沢会長)

ありがとうございました。では、引き続き説明をお願いします。

(宇田技術幹兼景観係長)

<引き続き、資料1及びパワーポイントにより説明>

(唐沢会長)

事務局から説明がございました。これにつきまして御意見、御質問ございましたらお願いいたします。 はい、関委員。

(関委員)

資料1の1ページには指定の幅が両側100mとあり、3ページを見ると両側100m以内、6ページには両側各100mとあります。どれが一番わかりやすいかっていうことなんですが、両側100mと単純に言った時に、50mずつかなと思ってしまわれる人もあるかと思うので、そうであれば各100mと言い切ってしまった方がわかりやすいと思いました。それが1点です。それからもう1点、用途地域の規制だとか沿道サービスの出店の規制だとかそういったものはどんなふうになっている地域でしょうか。もしおわかりになっていたら教えてください。

(宇田技術幹兼景観係長)

委員御指摘の1点目でございますが、表現がバラバラでわかりにくい、誤解を招くという御指摘がございました。委員御指摘のとおり、両側各100mとするのが御理解を得やすいと思います。それから用途地域ですが、いずれも白地でございまして用途の制限はございません。

(関委員)

特に沿道サービスといった可能性はないのですか。

(宇田技術幹兼景観係長)

上田坂城バイパスにつきましては、片側は山がせり上がっておりまして、片側は千曲川でして、両方店舗が出る可能性は低いのではないかと考えております。

(唐沢会長)

ほかにもございますか。はいどうぞ、倉橋委員

(倉橋委員)

5ページですが、今回指定する路線を見ますと、県道有明大町線との間が繋がっていな

いわけですけれども、できれば禁止地域を県道まで繋げた方がいいと思うのですが、できない理由が何かあれば、教えていただきたい。

(宇田技術幹兼景観係長)

私ども基本的には、新しい道につきましては、地元の市町村に禁止地域の指定どうでしょうかとお願いをしているところですが、地元との協議がまとまらなかったり、指定は困るといった意見があったりして、全てが指定されている状況ではないということがあります。ここにつきましては、委員さんの御指摘がございましたので、地元の大町市へ検討をお願いしていければと考えております。ただ、当時の状況から考えますと、なかなか指定には至らなかったのかなと推測されるところであります。

(倉橋委員)

指定にならない一番の理由としては、広告塔でお金をいただいている方などの利害関係が主な理由になるわけですか

(宇田技術幹兼景観係長)

一般的には、広告塔で収入を得ている方がいらっしゃるという状況があったり、既存不適格になる広告物が多くて調整がつきがたいといったことがあって、指定について地元へ協議に入った時に、なかなか同意が得られないということがあります。

(倉橋委員)

この地域では、既存不適格の看板は何個ぐらいありますか。10個、20個とか大変多いということでしょうか。

(宇田技術幹兼景観係長)

今申し上げたのは、指定に至らない一般的な理由として、既存不適格の看板が比較的多い場合とか、これから店舗を出したいという方が複数おいでになる場合といったことが考えられるということで、この県道有明大町線がどういう状況であったのかということについては、現時点では承知をしておりません。

(唐沢会長)

ほかにありましたらどうぞ。

(出澤委員)

指定についてということではなくてよいでしょうか。基本的には私も指定について賛成の立場です。質問という形になりますが、先程、関さんからもお話があったのですが、今は禁止地域なのですが、いずれ将来的に都市計画区域の指定がされた時に、屋外広告物を禁

止した地域とこれから先指定されるであろう都市計画との整合性はどうなっていくのでしょうか。

もう1つこれも質問ですが、屋外広告物条例の概要について（資料1の2ページ）の中に「ガラス面の屋内側から表示されたものは対象外」ということになっておりまして、違和感があるのですが、今度の指定路線にはないと思うのですが、ガラス面に貼ってあるものでも、外に立っている看板よりすごいものがありまして、これは何らかの理由があって法律で決められていると思うのですが、そここの理由がわかったら教えていただきたい。

（宇田技術幹兼景観係長）

1点目につきましては、将来の用途地域指定との整合性という御主旨でよろしいでしょうか。

用途地域は市町村が都市計画決定するという手続きになるのですが、一般的には道路の沿道につきましては、比較的制限のゆるい住居地域ですとか、これから発展させていきたいということになれば近隣商業だとか、というような指定が主にされることになると思います。

ただ、今私どもが地元と協議をして禁止区域に指定させていただくということになるのであれば、何でも建てられる用途地域にするのではなく、基本的には制限が加わる住居系の用途地域にしてコントロールしていくといったことが必要ではないかと思っております。

用途地域は市町村が決定するものでありますが、市町村においては屋外広告物禁止地域の指定を踏まえた用途地域の指定をしていただきたいと思っております。

2点目でございますが、ガラス面の屋内側から表示されたものは対象外ということになっております。「屋外」広告物ということございまして、屋外広告物という定義からしますと、一般的な解釈として、ガラス面の内側からのものは対象外ということになっております。

（出澤委員）

趣旨はわかるんですが、現実には、ガラスの内側から非常に華々しい広告があるという現状があって、またもし今後、話題になることがあれば、何らかの形でもう少し規制ができればいいなという気がするんですけども、感想ということで受け止めていただければ。

（宇田技術幹兼景観係長）

その点につきましては、要綱という形で、ガラスの内側から表示されたものについても例えば禁止地域と同じように10㎡までにしてもらうなど、要綱で定めている市町村も少しではありますけれども出てきております。

また、法的なコントロールができるかどうかは別としまして、委員がおっしゃった形の考えが一方ではあって、市町村によっては屋内についても御協力いただきたいといった動

きも出てきているとお聞きしております。

(唐沢会長)

はい、ありがとうございました。ほかにありましたら。はいどうぞ、勝山委員

(勝山委員)

18号の上田坂城バイパスの件ですけれども、基本的には賛成です。それで、坂城町との境界で指定地域が切れているのですが、坂城町から長野市側について一部バイパスが出来ているところがあると思うのですが、そちらの方は比較的指定をかけやすいところだと思うので、一緒に規制をかける方向で考えたらいいと思うのですがいかがでしょうか。

(宇田技術幹兼景観係長)

今回、上田市と坂城町の境までの指定について御審議いただいておりますが、この先の鼠橋まで0.45kmというところがあります。この部分についてはすでに用地買収が済みしております。今、坂城町へ御相談しているところでございます。また、委員のおっしゃるとおりこの先長野方面において一部工事が進んでいるところがありますが、それにつきましてもそれぞれの市町村に対して、是非禁止地域の指定についていかがでしょうかという形で協議を続けていきたいと思っております。

また、千曲市とは担当レベルで協議をして、検討をお願いしている地区もございます。

(唐沢会長)

ほかにありますか

(関委員)

質問ですが、既存不適格の看板があって(撤去等に)3年待つというお話でしたが、個人的な印象としては3年も待つのですかという感じがしました。何か根拠があるとは思いますが、あえて3年も待たせなくてもよい気がしたものですから。

もう1つは、上田坂城バイパスについてですが、ここにはトンネルがあります。トンネル部分についても両側を指定地域としていますが、道路を走っているときに目に見えるという観点でいうとあまり関係ないですね。それでも指定地域としてあるということは、遠くから見えるかもしれないということだと思うんですけど、そうすると、沿道という捉え方ではなくて、眺望という捉え方が入っていると思います。そういう発想で考えるのであれば、両側100mという発想ではなくて、例えば川の向こう岸まで指定してしまうといったように、一律に幅を固定しなくてもよいのではないかと思います。これは御意見として申し上げます。

(宇田技術幹兼景観係長)

3年は長すぎるのではないかというお話をいただきました。これは県の条例で「3年は設置しておくことができる」という規定がございますので、既存不適格者の立場にたった解釈になると思いますが、これは、けっして3年間そのままにしておいてくださいという意味ではなくて、できる規定でありますので、禁止地域の指定がされたら撤去等をお願いしていくということは可能なわけであります。

それから幅の固定ですが、100mとか300mとかの決めはございませんで、地域の実情と今まで指定してきた経過等によりまして、今回100mとなったものであります。

(唐沢会長)

ほかにございますか。小坂委員

(小坂委員)

関委員さんの御質問の中で、私ども御理解をいただきたいと思うところがありますので、お聞きいただきたいのですが、これから禁止地域の指定をしていくわけですよ。今まで違反をして看板を出していたということであればわかりますが、禁止地域を後から指定してくわけですよ。建築の皆さんよくおわかりでしょうけども、法に基づいて造ったものです。これを消失するというのはたいへんなことでございます。これは金額的な問題ではなくて、違法というならわかりますけれども、ここのところは是非、御理解いただきたい。

また、3年というのは私ども業界や事業主、そこに看板を出した方から見れば、ひどいじゃないかという気がするんです。ある程度の金額の広告物になると償却対象となってくるので、財産を消滅することになるんです。県や市町村から何ら補助が無いということになるとこれはきわめて一方的なやり方でございます。そのへんをどうか御理解いただきたい。県もそういったことで猶予期間というものをおいているのではないかと思います。長野市などでは、逆に5年に伸ばしているといったところもあります。基本的には5年位にしておくのがよいのではと思っているところです。

それから先程、出澤委員さんからお話がありましたけれども、色々な考え方があるでしょうけれども、今、屋外広告物の定義というものがありません。この定義を知らないとかどこまでも行ってしまうということになります。外に向けてPRするのだからこれを全て屋外広告物だということになるとショーウィンドウから何から全て屋外広告物になってしまいます。ですから、この屋外広告物の定義という基本をしっかりと知っていただき、それを守っていただきたいと思っております。

(唐沢会長)

はい。意見でよろしゅうございますね。ほかに。

(出澤委員)

今、小坂委員さんからお話ありまして、私もその辺はよく承知した上での発言であるということをご理解いただければと思っているのですが、景観という問題について考えた時にですね、必ずしも看板がいけないということではなくて、いわゆる非常に汚いまちをつくっていくという意味で申し上げたつもりで、ショーウィンドウなども美しいショーウィンドウならばよいのですが、まちを汚くするショーウィンドウだとちょっと横を向きたくなるということがあって、今、窓にいろんなことを書いてあるものが、美しいものならいいんですけど、なかなか美しいといえないものがあるので、まあ、何が美しいかという問題になれば難しいのですが、私は看板そのものを決して否定しているつもりはなくて、まちが美しくなる看板であれば、どんどん作ってもらっていいのかなと思っています。

(唐沢会長)

はい、それでは他にありますか。

時間もけっこう進みましたので、特別ないようであれば、ここで締め切りまして、本日提案をされております、諮問事項につきまして禁止地域に指定することに異存ない旨答申をしてみたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

(唐沢会長)

それではそのように取り計らいたいと思います。

答申書の作成がございますので、しばらくお待ちください。

(答申書作成)

(会長答申書を朗読後、住宅部長へ答申書を手渡す)

(大田部長)

ただ今は、屋外広告物禁止地域の指定につきまして異存のない旨、答申いただきありがとうございました。今後、この答申に基づきまして指定の作業を進め、概ね11月を目途に速やかに施行するよう努めてまいります。どうぞよろしく願いいたします。

(唐沢会長)

次に、会議事項(3)の「その他」について、事務局から説明をお願いします。

(宇田技術幹兼景観係長)

<資料2により説明>

(唐沢会長)

ただいまの事務局からの説明につきましてご意見、ご質問がありましたらお願いします。
はい、市川委員

(市川委員)

もろもろの基準があると思うのですが、これらのことというのは、主として、民間に対して適用されるのであって、警察とか行政といった団体が行う場合もあると思うのですが。たとえば、パワーポイントの写真資料の中でも、アルプスあづみの公園へ向かう(7ページ)「ご通行の皆様へ」とあるのですが、これは、アナウンスとしては必要ですが、景観的配慮がなされているのかどうかですね。あと、「カーブを気をつけなさい」と言うような警察が出す看板とかあったと思うのですが・・・。

また、先ほど説明のあった西箕輪地区(資料2の4ページ)景観をみんなで守っていくことは大変よいことだと思うのですが、「大切にしよう!素晴らしい景観を」という看板が、果たしてこの地域の景観に良いのか悪いのか。西箕輪は私の生まれ故郷でもありまして、すごく眺めのいいことはわかるのですが、こういうものを建てること自体がよいのか、行政が必要とするものについて信認されているのか、基準みたいなものが必要だと思います。

(宇田技術幹)

第1点目の例として、屋外広告物の7ページでお話しのありましたものですが、道路管理者が道路敷地内に設置されている訳でございまして、これについて、デザインがこれでもいいのかと言うことになると、私どもでチェックできないと言いますと言いが変わりますが、道路管理者が設置するものは、制度としては対象外となります。

一方で、景観に配慮されていないかという議論のあるところと思いますが、日常最低限の表示ではないかと、私共では判断しているところです。

(市川委員)

先ほどのカーブの件ですが、パワーポイントの3ページ左下の矢印のところですが、なぜこんなに多色使いなのかといつも思うのですが、「右カーブ、下り坂、速度落とせ」というのがあって、これぱっと見ただけでも4色か5色1枚当り使ってあって、こういうものは管理者が設置しているんですが、検討されたほうがいいじゃないかと思います。

(宇田技術幹)

これ自身は、国道の注意喚起を促しているものだと思うのですが、委員ご指摘のとおり「これは、どうなのか」ということになると、どこまで言っているのかと、正直申し上げて苦慮するところかなと思われま。

一方で、道路が急にカーブしているところですので、注意を喚起していると思うので、その程度の判断が私共としてできるのか、難しいのではないかと思います。

2点目の資料2の看板の件ですが、地域で一定のお話し合いをしていただいて、こういったものを何基か「これで、いきましょう。」と決定して設置したものでございます。個人的に建てたものでなくて、検討委員会などを経て、地域でお考えいただいたものでして、どこまで私どもがタッチしてよいものか、難しいものがあると思います。

(市川委員)

段階的に、皆さんの気持ちを喚起する部分で、こういうもの(西箕輪地区の看板)が必要な時期とか期間があると思うのですが、段階的なコーチングではないのですが、リーダーの登録が100名とかデザイナーの派遣が予定されているのであれば、そこら辺の考え方を段階的に、作っていくことも必要かなと、感想で思いました。

(唐沢会長)

今の話は、景観上から言えば、そのとおりですけれども、それぞれ道路管理者の問題もあり、警察の問題もあり、それから、地域の問題もございますから、景観を担当している課が全部やることは、難しい事だけれども、やっぱり市川委員さんが言うとおり、これからそれぞれ(市町村が)景観行政団体になる以上は、県としてもアドバイスとして、こういったものを設置するからには、それぞれの地域といいますか市町村の審議会なり委員会でも、十分配慮するなり、検討するよう意見をつけてもいいのかなと、私も思います。

(唐沢会長)

ほかにございますか、皆様から特別おっしゃりたいということがなければ、これで終了したいと思いますのですが、よろしゅうございますか。

(委員各位)

はい。

(唐沢会長)

それでは、以上で本日の会議を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

4 閉会

(司会 藤沢企画幹)

ありがとうございました。

委員の皆様には、長時間にわたる御審議をありがとうございました。

閉会にあたりまして、大田住宅部長から御礼の挨拶を申し上げます。

(大田住宅部長)

本日は、委員の皆様におかれましては、長時間にわたるご審議、また、貴重なご意見をいただきありがとうございました。

現在、県のこれからの施策方向を示します「長野県中期総合計画」の案を提示して、御審議いただいているところですが、その案の中でも、「自然と人が共生できる豊かな環境づくり」というものを、施策の柱のひとつとして提案しているところであります。

今後とも、長野県の美しく豊かな景観の育成に向けた施策を進めてまいりますので、どうぞ引き続き、皆様方のご助言、ご指導を賜りますよう、お願い申し上げますが、御礼のあいさつといたします

どうも、ありがとうございました。

(司会 藤沢企画幹)

以上をもちまして閉会といたします。

本日は、ありがとうございました。

(終了 午後3時30分)

議事録署名委員

関 邦 則

勝 山 敏 雄
